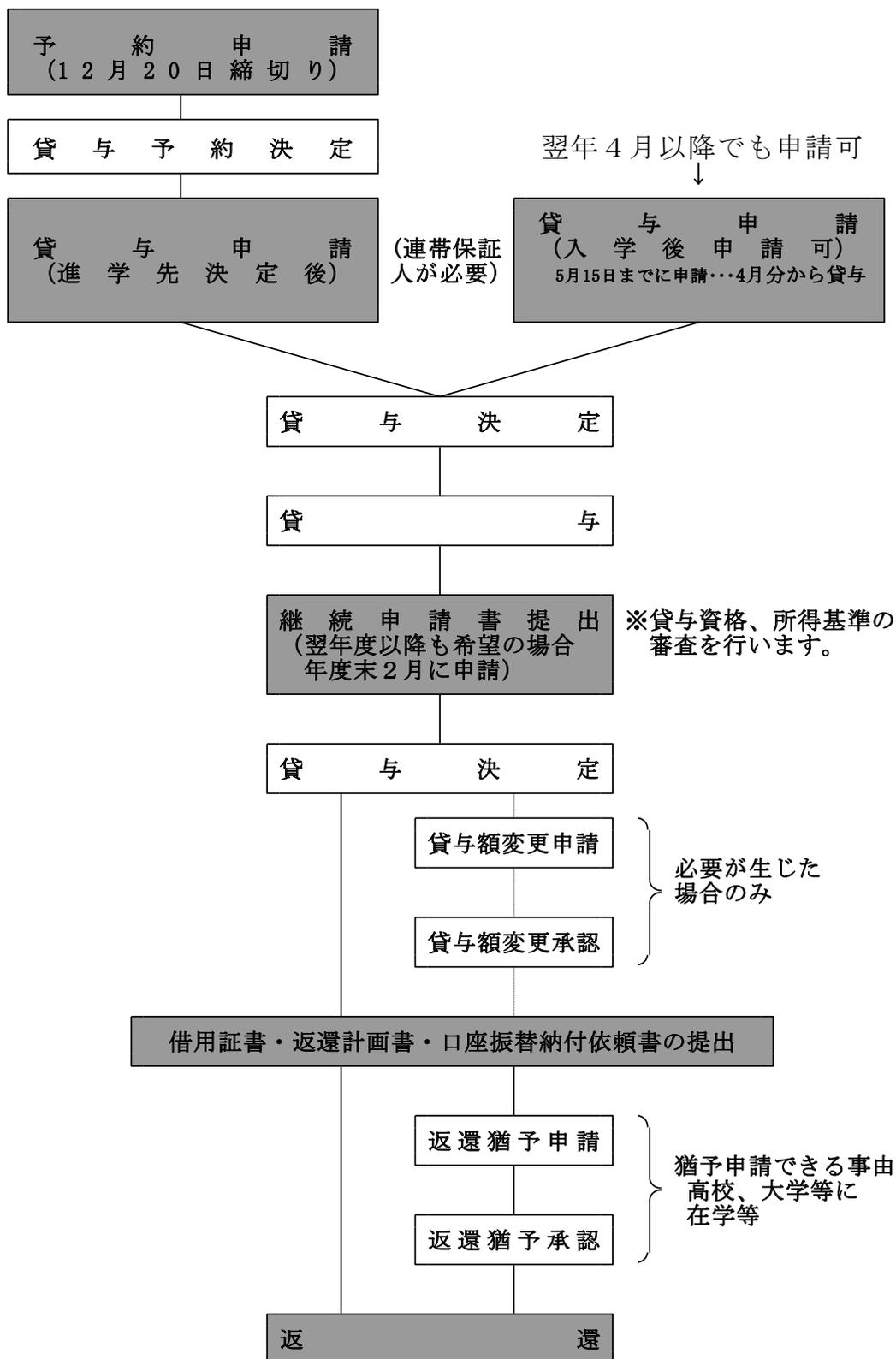


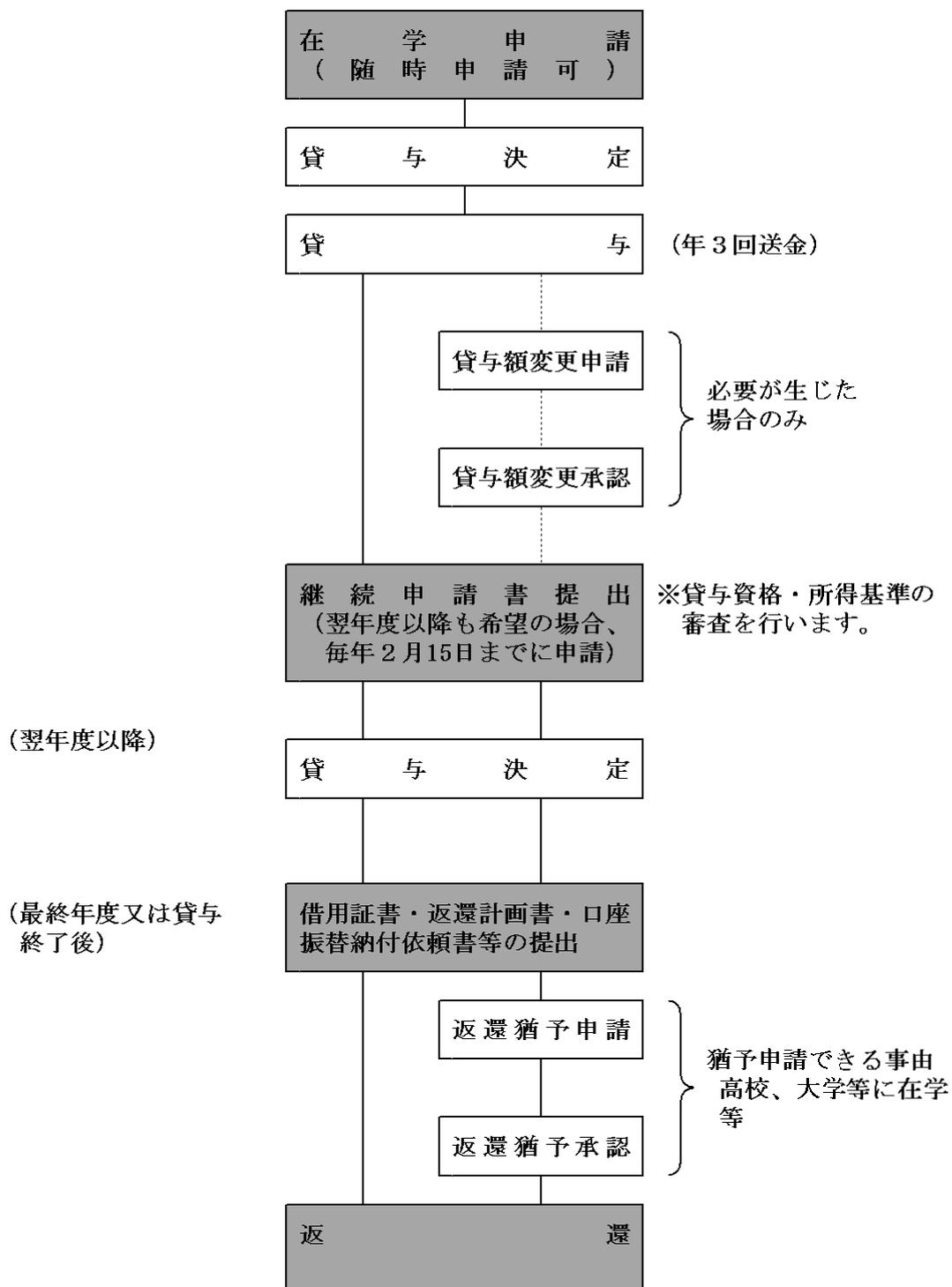
これらの結果、修学生は奨学金の貸与期間満了後または貸与決定の取消後の翌月から起算して6ヶ月後から返還を開始（返還猶予者を除く）することになる。

なお、返還の事務の流れは【図 2.3.3 の 4】のとおりであり、滞納が発生した場合には、【図 2.3.3 の 4】のように文書・電話催告等の事務処理が行われ、それぞれの滞納状況に応じて【図 2.3.3 の 5】のように滞納整理されることになる。

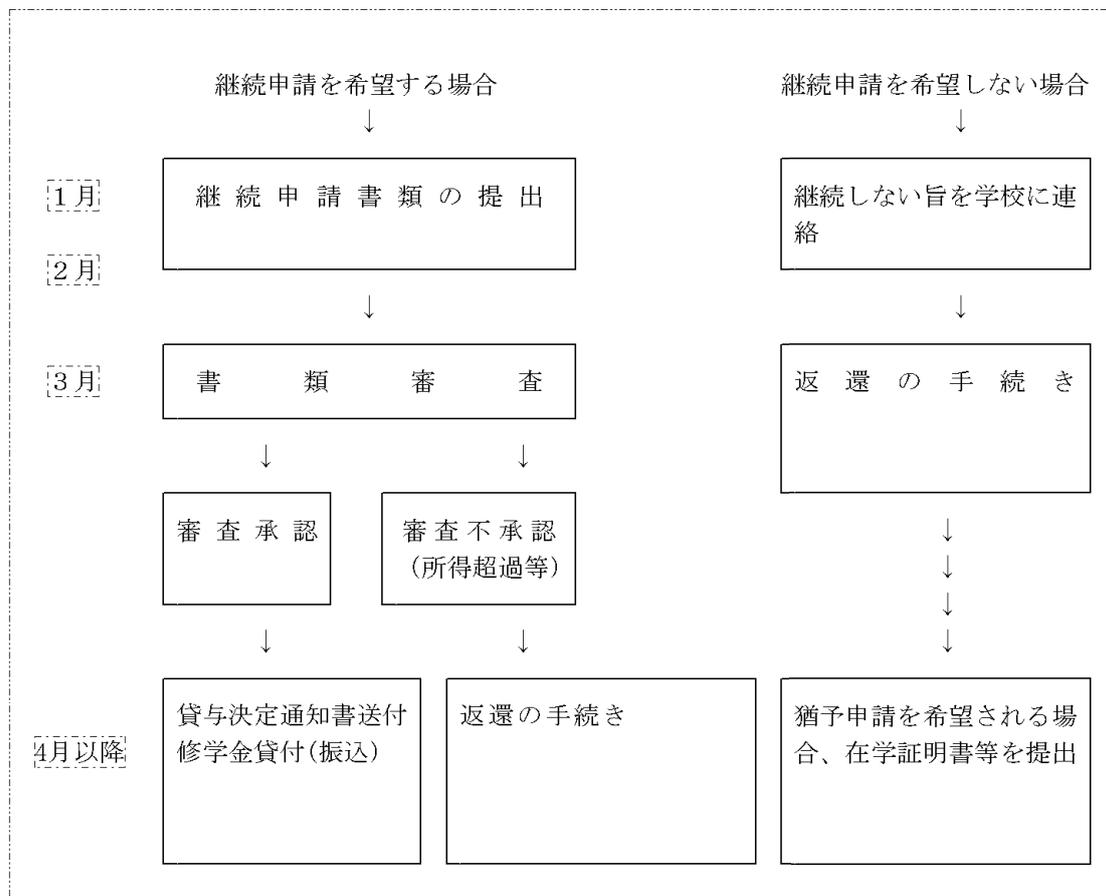
【図 2.3.3 の 1】 予約申請時の事務の流れ



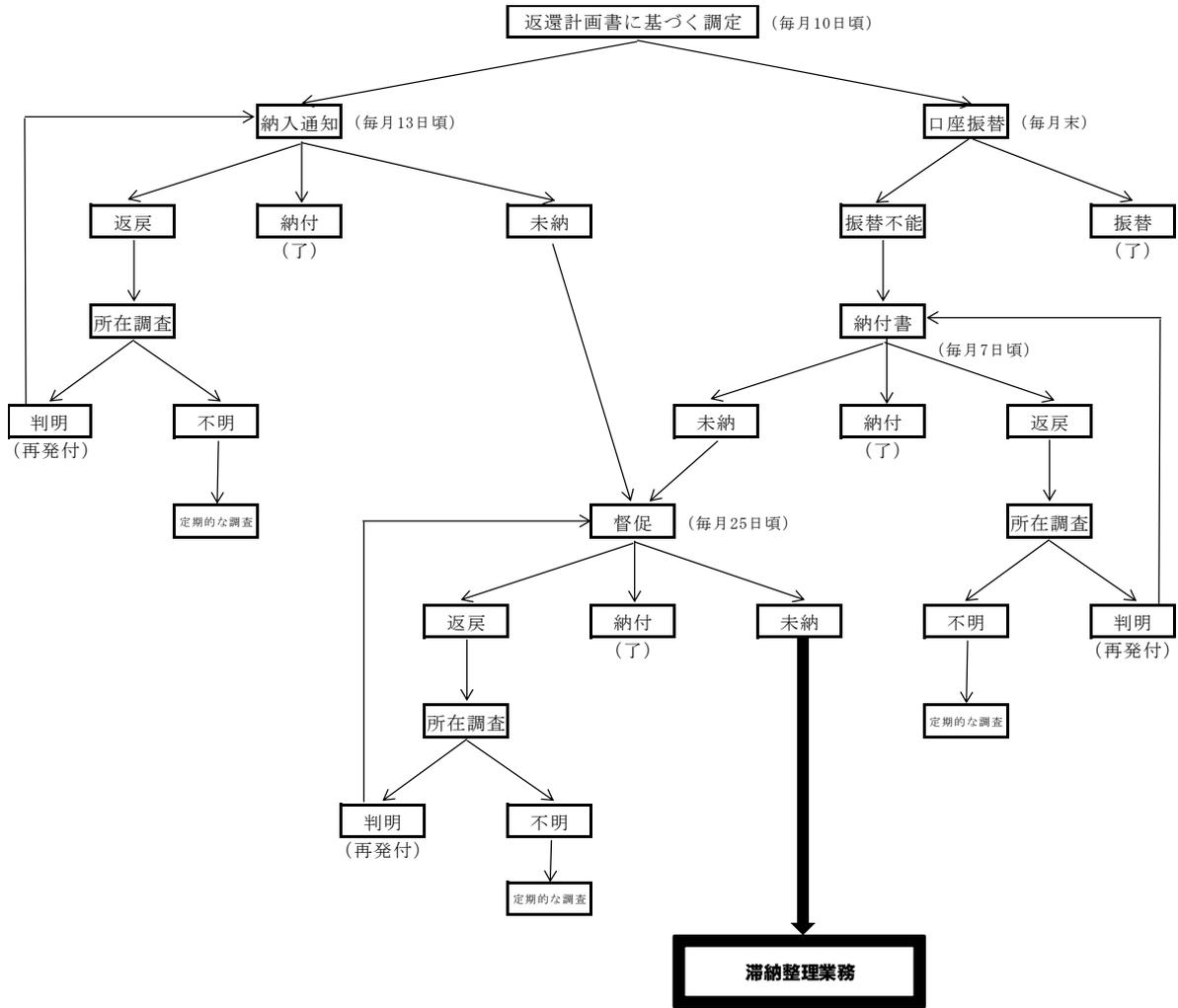
【図 2.3.3 の 2】在学申請時の事務の流れ



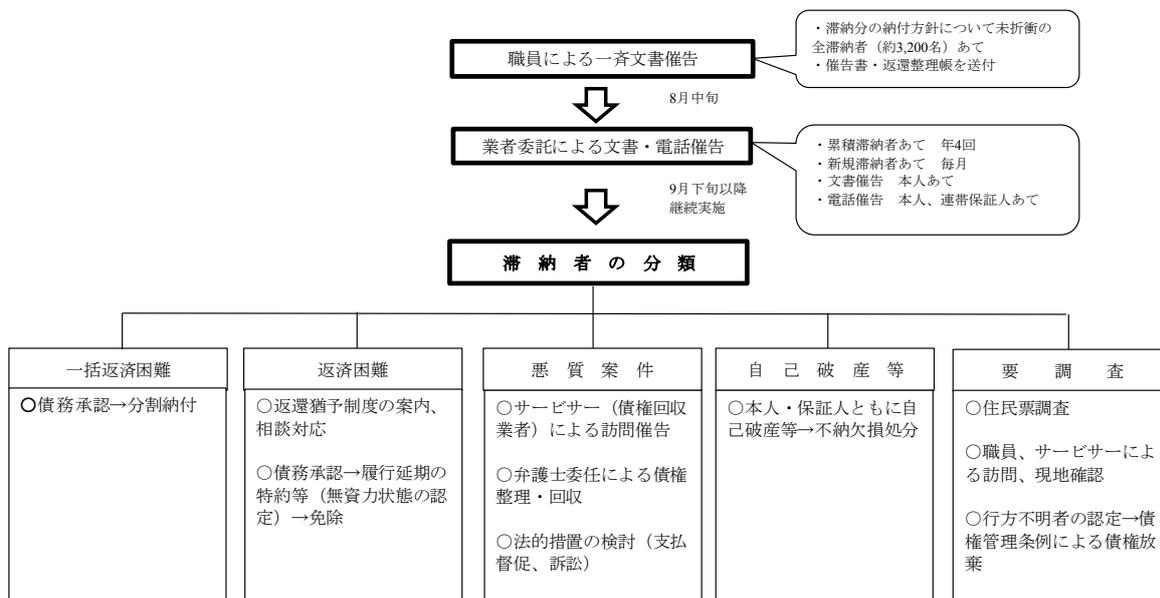
【図 2.3.3 の 3】 継続申請時の事務の流れ



【図 2.3.3 の 4】 返還時の事務の流れ



【図 2.3.3 の 5】平成 25 年度 滞納整理の事務の流れ



【表 2.3.3 の 6】貸与申請時の提出書類一覧表

申請区分	提出書類
予約申請	① 高等学校等修学金予約申請書 ② 所得に関する証明書類 ③ 高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書
予約本申請	① 高等学校等修学金貸与申請書(貸与予定者用) ② 在学証明委任状
在学申請	① 高等学校等修学金貸与申請書(在学申請者用) ② 所得に関する証明書類 ③ 高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書
継続申請	① 高等学校等修学金貸与申請書(在学申請者用) ② 所得に関する証明書類

2.3.4 生活保護制度との関係

高校生等修学支援事業においては、生活保護世帯の生徒も貸付対象になっている。しかしながら、通常の商取引であれば、金融機関などでは生活保護受給者に対しての貸付を実施しないであろうし、貸付対象者の生徒に対しても未成年のため同様であるのが実情と考える。よって、生活保護世帯が奨学金貸与制度の貸付対象となっていること自体に疑問が生じる。また、そもそも生活保護制度では、「最低生活の保障」と「自立の助長」が目的とされており、高校の修学に必要な費用は、最低生活の保障の範囲ではないのかという疑問もある。そこで、生活保護制度と高校生等修学支援事業との関係について、京都府の担当部署に説明を求めた。

生活保護制度においては【表 2.3.4 の 1】のように、「最低生活費」から「就労収入、年金、児童扶養手当及び仕送り等の収入」を差し引いた額が、「支給される保護費」となっている。最低生活費には【表 2.3.4 の 2】のように、「生業扶助」という項目があり、その内訳である「技能修得費」の中に、「高等学校等就学費」という項目があり、その内訳は【表 2.3.4 の 3】のとおりである。なお、中学校までの義務教育については、「教育扶助」として最低生活費の内訳項目（【表 2.3.4 の 2】参照）となっている。

そもそも、高等学校等就学費は生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校等への就学費用として給付されるものであり、その基準は国が高校就学に必要な需要を勘案して定めているとの回答を得た。したがって、生活保護世帯においては、高等学校等就学費が給付されているため、高校生等修学支援事業の対象とする必要がないのではと考えたので、担当者に質問を行った。その結果、高等学校等就学費で想定されているのは、あくまでも最低限度の需要であり、修学旅行に関連する費用や工業高校の製図器セットなどの職業高校の実習費用、私立高校の授業料不足分・下宿費用など、高等学校等就学費の支給対象とならない経費や基準額で賄いきれない経費があるとの回答であった。

ただし、生活保護世帯においては、借入による収入についても、収入とし

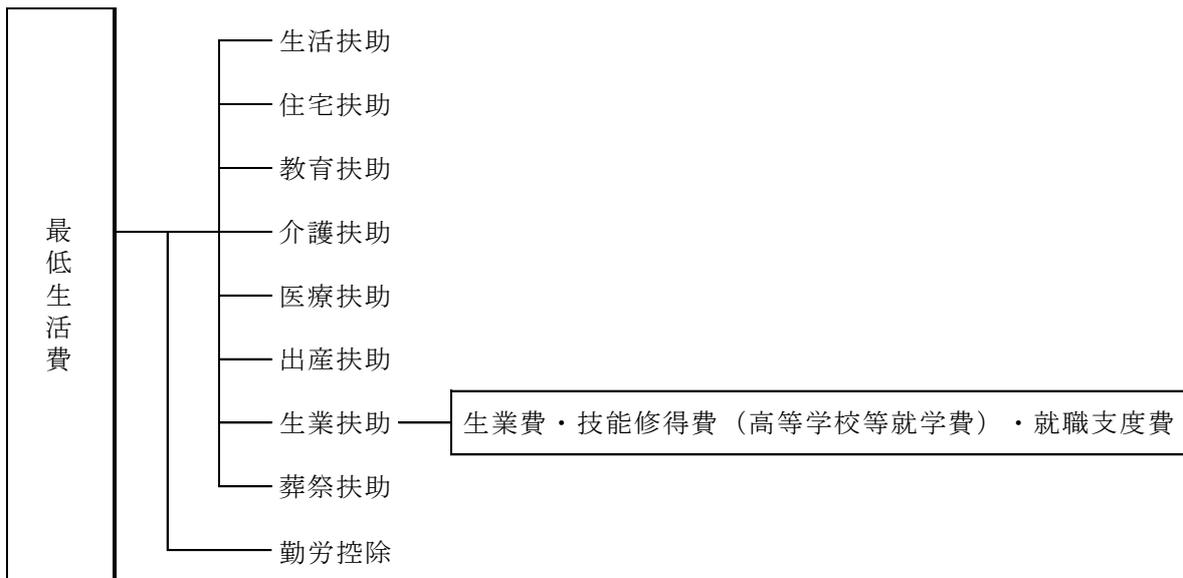
て認定される。よって、生活保護世帯が高校生等修学支援事業により借り入れた金銭が高校就学の用に供されないのであれば、その部分については収入に認定されるので、支給される保護費の減額対象になるとの説明を受けた。しかしながら、生活保護世帯が高校生等修学支援事業により借り入れた金銭が高校就学の用に供されたかについての確認は、高校生等修学支援事業の対象者が多数であるため、現状では実施していないとの回答であった。

【表 2.3.4 の 1】 支給される保護費の算定方法

最 低 生 活 費	
就労収入、年金、児童扶養手当 及び仕送り等の収入	支給される保護費

※厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

【表 2.3.4 の 2】 最低生活費の体系



【表 2.3.4 の 3】 高等学校等就学費の内容

種 類	内 容	平成26年度基準
高等学校等就学費	生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校等への就学費用を給付	基準額(月額) 5,450円 学級費等 1,960円以内 教材代・交通費 実費支給 入学料・入学検査料 公立高校入学料等相当額 入学準備金 63,200円以内 学習支援費(月額) 5,150円

2.3.5 京都府が高等学校等修学資金について検討している事項

京都府は、高校生等修学支援事業における未収金の増加について問題視しており、次のような観点から検討している。

(1)貸付制度の見直し

- ①給付制度の拡充
- ②大学進学者等への新たな免除制度創設
- ③保証力の向上

(2)収納率・額の維持・向上

- ①悪質滞納者への対応の強化
- ②業務体制の見直し

今後、10 数年にわたり増加が見込まれる（調定額・未納額とも現在の約 2～3 倍近く）ことから、何らかの執行体制の見直しが必要である。当面は委託可能な事務についての外部委託をさらに拡充する。

(3)学校現場での指導強化

借入時において制度趣旨や将来のことなどを考える指導の強化を図る。

これらの京都府が検討している事項が、未収金の増加抑制に有効であるか

について検討してみる。

まず(1)については、①は給付金制度の導入である。平成 26 年度に国の新規事業として開始され、概要は【表 2.3.5】のとおりである。この制度は給付金方式であるため、返還の必要が無く、貸与型の奨学金制度からの移行が進めば、未収金の増加抑制につながることになる。しかしながら、現状では給付金制度の支給額が、貸与型の奨学金制度に比べて少額であるため、移行はそれほど進んでいない。また、今後において給付金制度の支給額が増加されることがあれば、返還の必要が無い制度であるため、京都府としては未収金の増加抑制につながるが、給付金の財源は国庫補助金 1/3、地方交付税措置 2/3 とされているため、国全体としての実質負担額は増加する点に留意する必要がある。

②については、修学生の意欲向上には繋がるであろうが、実際には卒業や進学・就労が出来なかった修学生の方が、滞納に直面する可能性が高いと考えられ、未収金増加の抑制には効果が見込めないと考える。

③については、債権の担保強化としては有効であるが、誰もが保証力の向上を図れるとは限らず、むしろ教育の機会均等を図る趣旨に反すると考える。

次に(2)については、①は既に平成 22 年度から業者委託による文書・電話催告、平成 25 年度から弁護士委任による債権整理・回収に取り組んでいる。その結果、未収金の増加抑制に一定の成果を上げているが、債権管理コストの増加という懸念が生じる。

②については、今後の未収金の増加に伴い、職員を増員するというのは、公務員の人員が削減傾向にある現状においては困難であり、外部委託の拡充についても債権管理コストの増加を招くことになる。

最後の(3)については、最も有効な検討案であると考ええる。実際に滞納が発生してからの解決は時間を要することになり、債権管理コストの増加を招くことになる。よって、貸付前・貸付時・更新時において、修学生と直接応対する学校での指導強化が有効な手段であると考ええる。

【表 2.3.5】奨学のための給付金制度

対 象 区 分			支給額（年額）
生活保護世帯			公立 32,300円 私立 52,600円 (通信制除く)
非 課 税 世 帯	第1子高校生が いる世帯	母子家庭等	公立 60,000円 私立 60,000円
		その他世帯	公立 37,400円 (通信制 27,800円) 私立 38,000円 (通信制 28,900円)
	23歳未満の扶養さ れている兄弟がい る世帯で第2子以 降の高校生がいる 世帯	母子家庭等	公立 129,700円 (通信制 36,500円)
		その他世帯	私立 138,000円 (通信制 38,100円)

2.4 監査の結果

2.4.1 問題点

高校生等修学支援事業は貸与型の奨学金制度であり、修学生は修学金の貸与期間満了または修学資金の貸与の決定取消の翌月から6ヶ月後には、貸与された奨学金の返還を開始しなければならない。

確かに、高校卒業後に新卒で就職し、その後も返還終了まで就労が継続できる修学生には、貸与された奨学金の返還は可能な制度と考える。しかしながら、高校を中退した者、高校卒業後に就職が出来なかった者等にとっては、返還するのが困難な状況になる可能性が高い。また、大学等への進学者も、進学先においても貸与型の奨学金制度を利用すれば、卒業後は二重の返還を強いられることになる。

そもそも、この制度は平成 17 年度から日本育英会から移管された制度が主となっており、制度の創設当時は現状のような進路状況（京都府の平成 26 年度における高校等進学率 98.9%、大学等進学率 65.6%）、就職状況および平成 22 年度から実施された高校授業料無償化（京都府では私立高校でも「私立高等学校あんしん修学支援事業」により、所得に応じて授業料が実質無償化されている）を想定していなかったものと推察される。このような制度創設時との環境変化による矛盾も含め、高等学校等修学資金貸付返還金にかかる問題点を以下に列挙した。

(1)貸与事務における発見事項

貸与事務について、平成 25 年度未収額 556,993 千円（滞納者数 3,228 人）のうち、金額基準で上位 15 名に対して、サンプルテストを実施した。その結果、次の事項が発見された。

申請者氏名、連帯保証人氏名を自筆にて記載することが求められた平成 22 年度より以前の申請書について、明らかに同じ筆跡である申請書が散見された。この点については、自筆にて記載することを求めた平成 22 年度以降は筆跡の重複が無いかを確認するとともに、親権者以外の連帯保証人に対しては電話等での確認作業を実施している。

また、貸与事務においては、実質的には所得基準の確認が実施されているのみである。平成 17 年度に日本育英会奨学金が移管されたが、それに先行して平成 14 年度から京都府独自の制度として創設していた京都府高等学校等修学資金貸与制度の貸与基準（所得基準のみ）に合わせ、日本育英会奨学金では設けられていた成績要件を撤廃した。しかしながら、本制度は「勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等」を対象としており、少なくとも勉強意欲の有無については確認を行うべきであると考えられる。

(2)返還事務における発見事項

返還事務についても、貸与事務の流れで抽出された対象者に対して、サンプルテストを実施した。その結果、次の事項が発見された。

通常は卒業時に入手すべき借用証書と返還計画書が、本人の拒絶により入手できていない案件が 5 案件（修学生 3 名）および返還計画書のみが入手できていない案件が 1 件存在した。このような修学生については、そもそも返還の意識が希薄であり、借用書の入手方法について検討の余地があると考えられる。

(3)貸付金の使途についての内容確認

高校生等修学支援事業の貸与申請時においては、実質的には世帯収入の審査を行っているのみである。これに対して、「3 母子父子寡婦福祉資金貸付」における修学支度資金（高等学校等）制度においては、貸付先が異なる（母子父子寡婦では、親が貸付対象で子が連帯保証人）以外はほぼ同様の制度であるが、貸付時に必要経費の明細提出とヒアリングの実施を行っている。確かに、高校生等修学支援事業は貸与件数が平成 25 年度で 5,531 件（修学金件数と支度金件数の合算）と膨大であり、個別のヒアリングが現実的ではないのも理解できる（参考：母子父子寡婦貸与件数 646 件）。しかしながら、「2.3.4 生活保護制度との関係」のように、生活保護世帯では、借入金額が実際に消費した修学関連費用を上回る場合には、収入認定される可能性があり、使途の確認を行わないのは問題がある。

また、高校生等修学支援事業においては、貸与額を 1,000 円ごとに設定できるにも関わらず、貸与先の 90%超が貸与上限額を設定しており、本当にこれらの貸与先のすべてにおいて、修学関連費に使途が限定されているかについての疑問が残る。過大な貸与は卒業後における貸与者の生活への負担となり、かえって自立を阻害する要因になりかねないと考える。

(4)悪質な滞納者への対応（効率性の観点から）

高校生等修学支援事業はセーフティネットとしての役割があることか

ら、滞納が発生しても修学生の生活状況等に応じた対応が必要であることは言うまでもない。しかしながら、高額滞納者の内容を調査すると、滞納当初から文書・電話催告に対して反応がない者や、そもそも借用書等を提出しない者など、明らかに悪質な滞納者が大部分を占めていた。京都府では、これらの明らかに悪質と思える滞納者についても相当期間（約5年程度）にわたり、通常の滞納者と同様の対応を行っていた。確かに、丁寧な対応を心掛けたいという京都府の考えも理解できるが、今後はさらに滞納者の増加が見込まれるため、債権管理コストの増加につながるという観点から問題があると考えられる。

(5)口座振替可能な金融機関

口座振替については、京都府下に本店を有する金融機関のみが対象となっている。これは、他府県へ移住している修学生にとっては、大変不便な状況になっており、早期納付の阻害要因にもなっていると考えられる。

(6)各学校間における貸与額、滞納率の格差

【表 2.2.1 の 7】と【表 2.2.2 の 8】のように、貸与額と未納率の両方において、上位10位までの全てを私立高校が占めている。その中でも、貸付額で突出して1位である私立高校が未収金残高においても1位となっており、問題であると考えられる。

貸与型の奨学金制度においては、修学生の返還金を新規修学生に貸与するサイクルが正常に機能して成立する仕組みになっており、未収率の上昇は貸与型奨学金制度の仕組みを阻害する要因となる。それも、一部の高校による高い未収率は、公金による奨学金制度という点で、公平性を損なうおそれがあり、看過できない問題と言える。

(7)延滞利息の算定

「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則」第17条にお

いて、修学生は正当な理由なく返還すべき額を返還しなかった場合は、年 10.75 パーセントの遅延利息を支払わなければならないと規定されている。ただし、これまで京都府において、修学金に対する遅延利息が算定されていない。この点につき、京都府においては、貸付金の全額が返還されてから遅延利息を算定することになっているためであるとの回答であった。しかしながら、民間の取引においては、遅延が発生した時点で遅延利息を算定するのが一般的であり、遅延利息も債権であることから債権管理上の問題があると考えられる。

また、遅延利息は 10.75% と高い利率で算定されることになるが、滞納しながらもようやく全額貸付金を返還した修学生が、このような高い利率の遅延利息を支払うことは困難であり、制度の趣旨とも異なることから問題があると考えられる。

(8) 不納欠損処分の困難性

京都府では、平成 25 年度までに高校生等修学支援事業において、不納欠損の処分を行っていない。そもそも、不納欠損の処分を行うには、

- ① 議会による承認
- ② 時効完成かつ時効の援用
- ③ 法令等による納入義務の消滅
- ④ 時効完成かつ行方不明

のいずれかが要件となり、これまで時効の完成が無かったことや、議会承認を受ける債権放棄案件が無かったことによるものである。

今回の監査におけるサンプルテストの結果、修学生と連帯保証人の両名とも平成 23 年に破産宣告している案件が存在したが、このような案件については上記要件③に該当する。よって、本来は不納欠損処分すべき案件であり、監査時点において不納欠損処分されていない点で問題がある。

しかしながら、不納欠損処分の実行について、上記のような厳格な要件が必要となると、案件数の増加、長期にわたる返済期間などを考慮すると適時

に不納欠損処分が実行できない可能性がある。確かに、安易な債権放棄などは公平性に反するため行うべきでないが、不納欠損処分を放置すると回収可能な債権額を明確化できないため、適正な債権管理という観点から問題があると考えられる。

(9)未収額の増加および債権管理コストの増加

【表 2.2.3 の 1】のように、未収額は平成 34 年度には 1,696 百万円まで増加するとシミュレーションされている。これは平成 25 年度の約 3 倍であり、京都府全体の未収金額を押し上げる大きな原因の一つとなっている。京都府の未収金全体としては減少傾向にある中で、京都府においても深刻な問題としてとらえている。

これに対応するために、京都府の担当職員を 3 倍に増加するというのは、公務員の削減が趨勢の今日では、非現実的な選択である。また、業者委託するにしても支払う手数料は増加することになり、今後において債権管理コストの増加要因となり問題である。

(10)貸与型の奨学金制度の問題点

高校生等修学支援事業において、利子補給制度（保護者が金融機関からの融資を利用）の対象外となる、高等学校等修学金貸与制度と高等学校等修学支度金貸与制度は、京都府から直接生徒に貸与されることになる。この場合、大半は親権者が連帯保証人となっているが、そもそも親権者自体が低所得者であり、また、返還開始時期までは相当の期間を要するため、親権者が高齢等により働けない状態になっている場合も考えられる。

京都府では、このような直接貸与する世帯に対して、他からの借入状況を把握する手段を持っておらず、実質的には調査無しの状態で貸与しているのが現状である。このような貸与は、通常の金融機関等の貸付ではありえない方法であり、極めて担保力の乏しい債権のため、債権保全の観点から問題があると言える。

そもそも、世界標準は給付型の奨学金制度であり、貸与型の奨学金制度は日本特有の制度であるとの見解があることを申し添えておく。

(11)返還期間の長期性による問題点

修学生は返還開始時期から起算して、修学金は 20 年以内に、修学支度金は 7 年以内に、年賦・半年賦または月賦の方法により返還することとなっている。この返還開始時期は、大学等への進学や病気等の返還が著しく困難な状況にある時には猶予期間が設けられており、実際にはさらに返還期間が長期に及ぶことになる。これにより、比較的少額の債権を長期間にわたって管理することになり、債権管理コストが増加する要因となっている。また、修学生においても、返還期間開始時期が借用時より相当期間経過すると債務認識が薄れるという問題もある。

2.4.2 指摘事項

今回の包括外部監査のテーマは「未収金に関する事務の執行及び管理について」であり、未収金に焦点が当てられているが、そもそも滞納が発生してからの解決は非常に困難かつコストを要することになり、初期での対応が重要となる。

監査過程において、本制度と「3 母子父子寡婦福祉資金貸付」の制度を比較して、本制度では貸付の必要性や返還の重要性について、十分な啓発活動が実施されずに、貸与されているように感じた。実際に、本制度においては、貸付時の手続が各中学校、高校による生徒への説明に委ねられており、貸付担当者の生徒に対する個別面談などは行われていない。また、貸付時において、生徒からの返済に向けた意向表明的なものも受領されていない。さらには、本制度では貸与先の 90%超が貸付金額を貸与上限額に設定されているのが現状である。確かに、本制度の貸付対象は多数であるため、京都府自体の活動には限界があることは理解できる。しかしながら、啓発活動が十分でないと、修学生自体が貸与期間終了後に、返還等について困難な状況に陥る

可能性もあり、学校において十分な指導が必要と考える。また、修学生に対して、貸与を受けた以上は、返還という義務が付いてくるという点を十分に認識させることは、教育的観点からも重要である。

確かに、本制度はセーフティネットの役割を担っていることから、貸付の制限をなるべく設けたくないという京都府の考えも理解できる。しかしながら、本制度は貸与型の奨学金制度であり、返還義務がある以上、貸す優しさだけでなく、あえて貸さない優しさも必要である。そこで、貸付前・貸付時・更新時での対策が重要となってくる。

次に掲げる項目については、実施について相当の期間を要するものもあるかもしれないが、検討すべきと考える。

(1) 学力要件や学校推薦（勉強意欲）等の貸付条件の設定

高校生等修学支援事業の目的の冒頭には「勉強意欲がありながら」と記載されている。この点につき、平成 17 年度に各都道府県に移管された「日本育英会奨学金」では成績要件が設けられていたが、京都府においては移管時に撤廃され所得基準のみとなった。しかしながら、他の都道府県では、【表 2.1.5 の 3】のように、約 7 割程度が何らかの学力要件を設けている。京都府においても、本事業の目的を担保するために、何らかの学力要件を設けるべきである。ただし、学力要件については、従来の成績要件も一案ではあるが、中学校や高校における勉強意欲の有無についての学校推薦を入手することも一案と考える。

(2) 貸付金の使途について誓約書の入手、報告義務の設定

高校生等修学支援事業は公金による貸与制度であり、その目的どおりに使用されることが必須条件である。また、「2.3.4 生活保護制度との関係」で記載のとおり、生活保護世帯においては、高校就学の用に供されないのであれば収入認定され、生活保護費の減額対象となる可能性がある。この点につき、高校生等修学支援事業においては、業務の煩雑性や人員確保の点から特段の

確認を行っていない。しかしながら、高校就学費以外への転用は、修学生自体の勉学や自立を阻害する要因となりかねない。そこで、貸与決定時における使途についての誓約書の入手や、使途について定期的な報告義務を課すなどの対策実施が必要である。

(3)貸与決定時における借用証書の入手

「2.4.1 問題点 (2)返還事務における発見事項」に記載のとおり、通常は卒業時に入手すべき借用証書と返還計画書が、本人の拒絶により提出されていない案件が存在した。確かに、借用証書の提出を拒絶しても、それまでの貸与に関する提出書類や京都府から修学生に対する出金記録等により、借用の事実を否定することは困難である。しかしながら、このような修学生は、そもそも返済の意思が希薄であるという点において非常に問題である。この点を是正するには、貸付時に返済の必要性を強く認識させることが重要である。そこで、当初申請手続の段階において、借用証書の提出（消費貸借の予約）を求めさらに、借用証書の提出を拒否した修学生については、返済の意思が希薄であると推定されるため、借用証書を提出するまでの期間においては、奨学金の貸与を一時的に停止する等の措置を講じるべきである。

(4)更新時における修学生への債務額および返済方法の認識を図る

借用証書と返還計画書は卒業時に提出すること以外は、貸付時以降は修学生に対して、特段の債務額および返済方法の認識を図るような働きかけは行われていない。そこで、奨学金の滞納を抑止するには、毎年残額を通知する等の方法により、修学生に対して債務額および返済方法の認識を図る仕組みを構築することが必要と考える。

この点について、未成年者に対して、定期的に債務額および返済方法を認識させる行為は酷であるとの意見があることも拝聴した。しかしながら、そもそも本制度自体の貸付対象が未成年の修学生自身である以上、当事者である修学生本人がこのような認識を図るのは当然のことである。むしろ、年度

ごとの債務額および返済方法の認識を行うことで、過剰な借入を抑止できる効果もあると考える。

(5)滞納整理方法の明示

奨学金の返還を正当な理由なく滞納した場合において、一定の回数の催告に応じない場合は強制執行等の措置をとる旨をパンフレットに記載するなど、貸付実行前にどのような滞納整理が実施されるかについて明示することは、修学生の奨学金返還の重要性を認識させるうえで、有効な手段であると考えられる。よって、滞納者だけでなく制度利用者全体に対して、貸付時点などで事前に滞納整理方法を明示することで返済意識を持たせるべきである。

(6)口座振替が利用可能な金融機関の拡大、コンビニ収納の推進

滞納者が滞納返還金を納付する手段は、主として口座振替の利用となっているが、口座振替は京都府下に本店がある金融機関に限定されている。そのため、京都府が地元である金融機関の支店が無い府県に居住する修学生は納付書による納付が必要となり、昼間に就労している可能性が高い修学生にとっては不便な状況である。よって、早期に京都府下に本店がある金融機関以外も口座振替が利用できるようにするとともに、府税の納付等でも利用実績があるコンビニエンスストアでの納付が可能になるように改善すべきである。この点につき、ゆうちょ銀行での口座振替が利用できる目途がほぼ付いたところであり、コンビニエンスストアでの納付についても検討中であるとの回答を得ている。

(7)滞納状況に応じた債務者分類による回収業務の効率化

滞納者に対する管理コストは、滞納期間の長期化により増加することになる。今後において、滞納による未収金の増加は明らかで、早期の滞納整理が喫緊の課題となる。実際に、「独立行政法人 日本学生支援機構」においては、3ヶ月以上の滞納者の情報を個人信用情報機関へ登録するといった対策

を講じている。

確かに、滞納の原因には様々な要因があり、丁寧な対応も必要であるが、文書・電話催告に対応しない者や、そもそも借用証書を提出しない者などのように、明らかに悪質と思える滞納者については、悪質案件として分類し、早期に弁護士委任や法的措置といった対策を講じる必要がある。

(8)貸付業務・債権回収業務の効率化

高等学校等修学資金貸付返還金については、平成 22 年 11 月よりサービサー（債権回収会社）による文書・電話催告を開始している。滞納期間が短い案件については、文書・電話催告に対して多くの反応があり効果が上がっている。しかし、一定額、一定期間以上累積した滞納者については、サービサーによる通り一遍の対応では効果は薄く、次の展開に進展するケースは少ない。累積滞納者にサービサーを活用するのであれば、例えば、法的措置等の最終局面を視野に入れて、短期間に集中的に実施する方が効果的かもしれない。

一方で、高校生等修学支援事業は平成 25 年度末の債務者実人数は約 1 万 1 千人（うち滞納者実人数は 3 千人超）、未収債権額 557 百万円と多数・多額に上っている。さらに、約 10 年後には、債務者・未収債権額とも現在の約 2～3 倍になることが見込まれる中で、現状の組織体制（4 名（うち臨時職員 1 名含む））では限界がある。そこで、サービサーの利用効果を検証しつつ、民間業者・外部専門家の積極的な活用を強力に推し進め、書類のチェック、電算入力、催告書の発行、電話催告等の職員でなくてもできる業務は完全アウトソーシング化を図るなど、効率的な組織体制を構築できるように対応を求める。

2.4.3 意見

「2.4.2 指摘事項」に記載のとおり、未収金を減少させるためには貸付前・貸付時・更新時での対策がより重要となってくる。一方で、公平性の観点か

らは、実際に発生した滞納による未収金を放置することはできない。ただし、滞納債権の回収には多大な回収コストを要するため、有効かつ効率的な回収作業が必要となる。

次に掲げる項目については、これらの点に考慮した対策案であり、京都府において対応の検討が求められるものである。

(1)制度説明の徹底

京都府の職員が修学生（希望者、予定者を含む）に対して、直接に詳細な制度説明を実施することは時間的、予算的に限界がある。よって、修学生等に対する詳細な制度説明は、修学生と直接対応する中学校、高校の教職員が担うべきと考える。しかし、中学校・高校の教職員は、本制度の内容について熟知しているわけではないので、まずは中学校・高校の教職員が修学生に対して分かり易く制度説明ができるように京都府から制度の周知を図る必要がある。その上で、京都府としては、分かり易いパンフレットを作成することや説明時における留意点（重点項目）を中学校、高校の教職員に指導する等により、各校における説明内容に差異が生じないように、学校間の説明内容の均質化を図ることに注力することを提案する。

(2)京都府から滞納上位高への指導・勧告の実施

未納額・未納率の上位は特定の私立高校に集中している。そこで、前述のように、学校から生徒への制度説明の徹底が図られているかについて、また、その後の未収金残高、滞納率の推移の状況について注視するとともに、必要に応じて京都府が対象校に対して指導・勧告を実施できるように対応することを提案する。

(3)遅延利息の明示

遅延利息の認識が延滞発生時ではなく、原債権の完済時となっている。延滞の発生とともに遅延利息が算定されるのが通常であり、延滞発生時点で遅

延利息を修学生に明示することは、早期返還を促す効果もあると考える。また、遅延利息も未収金である以上、適正な債権管理を行うべきである。よって、遅延利息の認識は滞納が発生した時点において算定し、修学生に対して提示することを提案する。

(4) 不納欠損処分 of 取扱

高校生等修学支援事業は貸与方式による奨学金制度であり、貸与という方式を採用する以上、ある一定程度の貸倒が発生するのは不可避である。確かに、公金による貸付である以上、回収の徹底を図る必要はあるが、明らかに回収不能な未収金まで不納欠損処分を実施しないと、かえって回収可能な債権額を把握できない状況が生じる。今後も、未収金が増加する傾向は顕著であり、債権管理の適正化の観点から、不納欠損要件に該当するに至った案件については定期的かつ適時に不納欠損処分する必要がある。

ただし、現行の不納欠損要件はかなり厳格であり、適時の処理を阻害しかねない。よって、公平性に考慮したうえで、少額の未収金などについては要件の緩和を検討することを提案する。

(5) 府民からの牽制が機能する環境の構築

【表 2.2.2 の 8】のように、未納額・未納率の上位校が、私立の特定の高校に集中しており問題である。高校生等修学支援事業は、平成 17 年度の「日本育英会奨学金」からの移管以降、相当の期間が経過し、未収金残高の増加が注目され始めたため、これから本格的な対策が実施される段階にある。また、未納額・未納率の上位校においても、それぞれの特段の事情を有している可能性がある。今回の監査においては、時間的な制約等により詳細な調査が実施できていないため、高校名の公表は差し控えることにした。しかしながら、別途提案のとおり、学校から修学生への指導が特に重要と考えられる。そこで、今後の数年間において今回の提案内容を実施し、それでもなお未納額の減少や未納率の低下が思わしくない上位校については学校名を公表す

るなどの手法により、府民からの牽制が機能する環境を構築できるように検討することを提案する。

(6)個人信用情報機関の活用

主として、大学生等への奨学金制度を運用している「独立行政法人 日本学生支援機構」においては、平成 22 年 4 月から個人信用情報機関への情報提供を開始している。これは、返還開始後一定の時期における滞納者について、当該滞納者の情報を個人信用情報機関に登録することにより、滞納者への各種ローン等の過剰融資を抑止し、多重債務者化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義なことであるとの趣旨のもと、3 ヶ月以上の滞納者に限って、その情報を個人信用情報機関へ登録することとしたものである。

確かに、制度趣旨等から勘案すると、個人信用情報機関への情報提供については、議論の余地がある点は理解できる。しかしながら、今回の監査においても、明らかに悪質な滞納者が相当数存在していたのも事実である。よって、悪質な滞納者等については、個人信用情報機関の活用を検討することを提案する。

(7)近隣府県との緊密な連携（情報交換、意見交換、外部委託の共有）

本制度は、平成 17 年度に日本育英会から各都道府県に移管されたものであり、各都道府県により貸付条件等について多少の差異こそあるものの、ほぼ同様の制度を運用していることになる。よって、京都府と同様に修学金滞納による未収金の増加といった問題は、京都府に限った問題ではないと考える。実際に、監査期間中においても、近隣県で同様の問題が生じているとの新聞報道があり、各都道府県においても対策を検討中であるのは間違いの無いことであろう。このように、同様の問題を認識しているのであれば、近隣府県と情報交換や意見交換を実施することで、より有効な対応策の検討ができると考える。また、外部委託などについても、近隣府県との連携による一

括発注などにより、コスト削減等が期待できると考える。よって、高校生等修学支援事業の運用について、早期に近隣府県との連携を図ることを提案する。